

日 時：平成14年7月18日（木）13:00～15:00

場 所：三田共用会議室3階大会議室

出席者：赤星委員（森代理）、雨宮委員（乾代理）、池上委員（田内代理）、石塚委員、井田委員（占部代理）、岩坂委員、角田委員、菅野委員（橋本代理）、北岡委員（杉山代理）、河野委員、後藤委員、佐藤委員、篠木委員、辰巳委員、内藤委員、中川委員（牧野代理）、永田委員、中野委員、中村委員、新美委員（西川代理）、細田委員、前川委員、榊井委員、榊本委員（西田代理）、米澤委員、寄本委員、渡邊委員（今城代理）

議 題：(1) 資源有効利用促進法の施行状況について

(2) 品目別・業種別廃棄物処理・リサイクルガイドラインの進捗状況について

(3) 企画ワーキンググループの報告及びその後について

(4) 循環ビジネスワーキンググループの報告について

(5) 容器包装リサイクル法の施行状況について

(6) 家電リサイクル法の施行状況について

(7) パソコン3Rワーキンググループの報告について

(8) 自動車リサイクル法について

(9) その他

<資源有効利用促進法の施行状況、品目別・業種別廃棄物処理・リサイクルガイドラインの進捗状況、企画ワーキンググループの報告及びその後、循環ビジネスワーキンググループの報告についてリサイクル推進課長より説明>

（細田委員）

若干細かい点1点ですが、ガイドラインの更生タイヤ、リトレッドタイヤのところ、

日本はかねてドイツとかアメリカと比べたらリトレッドタイヤの使い方が非常に少ない、利用率が少ないということで、特に私が調べたときは非常にバブリーなときだったので、特にタイヤの交換が早くてリトレッドは使わないと。

その更生タイヤというのは、いまどういう状況にあるのか、もし情報があれば。業界の方がいらしたら。自工会の方、わかりますか。リトレッドについて、どういう状況で、やはり少なくともタイヤの場合はサーマルの利用が圧倒的に多いと考えてよいのでしょうか。

(事務局)

お手元にリサイクルガイドラインのカラーの冊子があると思いますが、この中でタイヤにつきましては15ページでして、そちらでいまの現状、廃タイヤのリサイクル状況を下のほうにグラフがあります。その中で特に右のほうにリサイクルの用途というところがあります。そこをごらんいただきますと、現状ではサーマルリサイクルというものが約50%、あとリユースとして更生タイヤといったもの、あるいはマテリアルリサイクルとしての再生ゴム、ゴム粉、あるいはセメント原料といった取組と、そういうマクロの状況であると伺っています。

あと、もしこちらにどなたかお詳しい方がいらしたら、補足をしていただけたら、と思いますが。

(平岡委員長)

自動車業界の方、どうでしょうか。今城さん。

(今城代理)

わかりません。ちょっと把握していません。

(事務局)

私どもが関係者から聞いていますのは、なかなか更生タイヤの需要が増えなくて、現実にはなかなか難しいという状況であると聞いています。もちろん課題としていろいろ取り組んでいるというところです。

(永田委員)

私のほうからお願いを2点ほどさせていただきたいと思います。先ほど説明のあったいろいろな形で、品目別あるいは業種別、様々な取組が進展しているのは非常に嬉しい限りだと思いますし、それぞれの品目なり業種に携わっている方には敬意を表したいと思

ます。

一方で、こういう成果を日本全体のパフォーマンスとしての表現につなげていく必要があるのではないかと私自身は思っています、特に定量的な評価として、体制整備もさることながら、成果として現れてきたものに関して、そういう意味では国内も、あるいは海外に対してもそれほど周知されているという状況にはなっていないのではないかと気がしています。

そういう意味ではせっかくやられていて、こういうものを集約したような形で、日本はどういう状況になっているのだということが、あるいはこれまでの流れがどうなってきたのだというところを、もう少し定量的に評価するような方法論というのを、ぜひ考えていただきたい。そういう中で、海外との指標の比較もできるような、あるいは逆に海外にそういう指標を出させるような方向に持っていくようなこともしていかなければいけないだろうと思っていますが、そういう取組をぜひお願いしたいと思います。

その中には、先ほど少し紹介のありました資源循環指標策定ガイドラインというものも使えるだろうと思いますが、これは個別の業界ごととか、あるいは製品ごととか、あるいは企業ごととかという形で出されるものですから、そういうものも参考にしながら、日本全体としての総合的な指標づくりというものに、ぜひ取りかかっていたきたいと思っています。

もう 1 点は有害物質、特に先ほど挙がっていたような重金属関係のものでは、自動車のほうでは自動車リサイクル法を作る段階のときに「ガイドラインのほうでそれは対応します」という形で約束して、そういう形の取組を始めていただいているのだと思いますけれども、これは何も自動車だけの話ではないのだということになると思いますので、総合的な意味でのこうしたものの使用状況、あるいは拡散状況、全体の流れ、そういうものを含めて、もう少しきちんと調査をした上で、どういう形で取り組んでいけば効率的なのか、検討をぜひ始めていただきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

(事務局)

永田委員がおっしゃられました 2 点は、かねてから永田委員をはじめ関係者からも指摘をされているところですし、それから先ほどご説明しました企画ワーキンググループの中でも、そうした方向性についての提言があったところです。それを、これから具体的なアクションにしていかなければいけないと思っています。

パフォーマンスの関係の指標、データ、整備、これはマクロ的な推計によるアプローチと、それからミクロ的な取組を積み上げていくアプローチ、うまく融合させて、その手法も含めて、これからさらに検討を深めていきたいと思っていますし、またこちらにも各産業界の方々がいっぱいいます。産業界の方々にもご協力をお願いしなければいけない面

もありますので、そこはよろしくお願いをしたいと思っています。

また、そうしたことを、さらに海外にも発信していくと。そして日本の取組の有意性をおおいに打ち出していくということは必要であろうと思っています。

有害物質の関係につきましてはご指摘の通りでして、自動車につきましては議論の末、自動車業界による自主的な取組をいわばこの産構審のガイドラインという形でやっていると考えていますし、これも企画ワーキンググループの中でそういう方向性が示されていますので、他の製品に関してもそうした取組を広げていきたいと考えていますし、そうした具体的な産業界への働きかけというものをこれからやっていきたいと思っています。

先ほどお配りしました「ものごとデータブック」の中にも、どういう製品でどういう物質が使われているかといったことが記載されています。そうしたデータを見ながら、これから具体的な取組を各産業界の方々をお願いしていきたいと思っていますので、これもまた産業界の方々のご協力をお願いしたいと思います。

(平岡委員長)

永田委員のおっしゃる通り、そういう日本全体の収支の中でこれだけまとめていただいたものを、だんだんと総合的にまとめる。私がまとめさせていただいた企画委員会の分はすでに報告書は英文化され、そういうものから順番に英文化されているようなので、英文化がほとんど終わった段階で、真剣に永田委員がおっしゃるような海外発信のことを考えていかれるということで、そのときはまた永田委員からいろいろやっていただかなければいけないと思います。よろしくお願います。

(篠木委員)

私の場合は感想ですので、お聞き取りいただければと思います。こういう形で資源有効利用促進法とかガイドライン等々で、いろいろな品目がこういった形で業界側の責任で回収・リサイクルが進んでいくことによって、実は自治体側では、これまで不燃ゴミとか粗大ゴミで出ていたものかなりの部分が業界ルートで回収できるようになってきているので、大変喜ばしく思っているところです。

こういった業界の動きに自治体側も積極的についていかなければいけないということで、一番こういった動きを自治体側からバックアップするとすれば、これまで不燃ゴミ等々で自治体に流れていたゴミを「自治体は回収しませんよ」とやれば一番よいだろうと思うのですけれども、私どもの自治体の廃棄物処理というのは廃掃法の世界で動くものですから、端的に言ってしまえば廃掃法上の排出禁止物に指定できれば、われわれは取らなくてもよいということではできるわけですが、そのように指定されていませんと、一応、出てくるものはきれいに片付けなければいけないということになりますので、せっかく業

界の方が一生懸命やって下さっているのに、われわれのほうで廃掃法に基づいて一生懸命町の中をきれいにしようとして頑張ろうとしますと、消費者の方はどうしても料金の安いほうに行きますので、ゴミとして出してしまうということになりますので、実は痛し痒しのところがあります。

いきなり法律上の排出禁止物というのも問題がありますので、そこで常々からのお願いになってしまうのですが、拡大生産者責任の考え方に基づいて、なるべく販売価格に回収費用も上乗せしていただいて、消費者が出すときに無料で引き取ってもらえるようなシステムが広がっていけば、自治体に流れてくる部分は減ってくるだろうという思いがありますので、ぜひそういう方向にやっていただきたいという思いがあるということです。

1例を申し上げますと、いま家庭系のパソコンで、これも業界の方に大変ご努力いただいて、新しく販売する部分は価格上乗せということをしていただいたのですけれども、

いま、その動きに対してどう対応していくか検討しています。自治体のほうでは、せっかくの業界の動きを支援するためにも、これから既製品の回収にあたっては、自治体は回収をしないようにしよう。なるべく業界にお願いするようにして、そのかわり集める場所とか業界への協力もできるだけやっていくようにしようではないかということで、実は昨日もかなり議論をしたところなのです。

われわれが家庭系のパソコンを取らないようにしようということについて、実は排出禁止物にも何もなっていないものですから、消費者が「どうしてもただで自治体で引き取って下さいよ」と言われますと、断りきれないという問題が出てくるのです。

そういった問題を、PRと消費者の理解によって、なるべく業界へと持っていこうと思っていますけれども、おそらく業界では2,000円とか3,000円の回収料金が出てくると思います。自治体の実態を申し上げますと、無料のところは圧倒的で、いただいているところもせいぜい500円から1,000円ぐらいしかもらっていないわけです。消費者から見ると出すほうにそれだけ差がありますから、どうしても自治体に流れてきてしまう。

この問題について、では、自治体は業界よりも高い値段に上げようかということも考えるのですが、家電リサイクル法のようにはっきり法律でできていないものですから、一般の廃棄物の処理を全部無料、税金でやるという態勢は崩れていませんので、なかなか料金も上げられないということもありまして、どのようにやったらできるだけ業界の努力を後押しできるような形で自治体の廃棄物行政を変えていくことができるだろうかということで、いま日夜苦勞をしているのです。

そういうことも含めて、われわれもこういった動きに積極的についていきたいと思っていますのですが、廃掃法の世界と自主努力でやる部分については、まだかなり制度上のギャップがありますので、そういった点を少し関心を持っていただいて、ご理解いただ

けながら取り組んでいただけるとありがたいと思います。

(平岡委員長)

ありがとうございました。貴重なご意見で、その議論が常にやられていることはよく存じ上げています。ただ過渡期ですから、いずれすべて価格にオンされるような時代にまで進めば、篠木委員のおっしゃるようなことがだんだんなくなってくるのではないかと思います。

(角田委員)

非常に業種ごとの取組のよいことに、私は大変感激しています。ただ、これはその部分では評価するのですが、これからもっともっと有害物質の削減に向けて、できる限りそれを使わないような製造方法を製造段階でぜひお考えいただきたいということ、それから、先ほどタイヤの話が出ていましたけれども、やはりいまタイヤを野積みにしたたり、家電を野放しで屋外に置いてあるということで、不法投棄がやはり厳然としてあるということで、その部分での問題点も、これからもっともっと真剣に考えていただきたいと思っています。

リサイクルの取組のよいところはよいところで、もっと大々的に宣伝する方法をとりながら、悪い事業者と言いますか、不法投棄するような部分にメスを入れられるような方法、飴とムチを上手に使い分けていただくようなことを、ぜひお考えいただきたいと思います。

(辰巳委員)

私もやはり全部見せてもらって、いまお話を伺って非常に取組が進んだと、知らなかったということがまず事実であるわけなので、確かに広めていただきたいと思います。

その中でいろいろと、例えば回収・リサイクル率というもの、目標値を設定して取り組んでおられますね。それがかなりいまご説明の中に、すでに達成したというのがあったのですけれども、おそらくそういう場合は改めてまた目標値を高くするわけでしょう。それを期待しているのですけれども。

あと、そうしますと、そのようにリサイクル率が非常に高くなっていくということは、マテリアルフロー的に考えたときに、当初の投入の資源が非常に削減されているのだらうと思うのですけれども、そのようなものというのは数量的に出てきているのでしょうか。片方で製品として出ていくときに、かなりのリサイクル率の前の古い製品がリサイクルされて使われていっているわけですから、本来ならば投入のときがおそらく減って、3Rの推進にもつながっているはずだと思いますけれども、そういうものがもう少しきちっと数的に出てきたりすると、余計わかりやすいようになるかと思いますが、どういう具合になっているのか知りたいと思います。

(平岡委員長)

私自身はずい分日本の物質収支については前からやっていますが、毎年環境白書には非常に詳しく出ています。あれは私はあまり気にいらぬのです。私のような専門にやってもわかりにくいようなので、私はよく日本の地図を書いて自分で作ってしまうのですが。

けれども、いまおっしゃるようにリサイクルというのは日本が、例えば輸入する資源が減ることが根本なのです。「それまできちっとやっていきましょう」というのが、この委員会の主な目標ですけれども、なかなかそれを押さえるためには、いま事務局から説明されたように、ここでずっと押さえていって、永田委員がおっしゃったように日本全体としてどうなっているかというのをやっていく必要があると思います。これからは出てくるのではないかと思います。

何しろいつも私は言って怒られるのですが、環境省の廃棄物の統計でも 2 年遅れですから。篠木委員が前におられるけれども。この IT の時代に、いままだ平成 11 年度ですね。日本の一般廃棄物と産廃の、ついこの前出て、もう 2 年から 3 年遅れなのです。2 年から 3 年遅れますと、もうかなり変わっているのです。ですから、この IT 化の時代に、少なくとも一般廃棄物だったらすぐ出てくると思います。一般廃棄物でも 2 年遅れぐらいですか。

辰巳委員のおっしゃるような主旨を取るべきだと常に思っているのですけれども。悪いけれども篠木委員は関係者ではないのだけれども、一廃くらいはならないのですか。IT 化すればすぐ出ると思いますけれども。産廃はちょっと難しいでしょうね。すみません、委員長がこのようなことを言って申しわけないですが。

それでは資料が本日は非常にたくさんありますので、貴重なご意見をいろいろいただきましたので、また事務局のほうで整理されて、いろいろまた今後の整理をやっていただきたいと思います。続きまして、8 の容器包装リサイクル法の施行状況について説明をお願いします。

<容器包装リサイクル法の施行状況についてリサイクル推進課長より説明>

(永田委員)

資料の 8 の 1 ページ目のところなのですけれども、私も年に 1 回か、2 回ぐらいの頻度で見せられているとなかなか理解しきれないところもあるのですけれども、まず市町村のほうの再商品化量というのは、市町村独自でやっている再商品化を含めた実績が出てきているという話ですね。その中身がいつもよくわからないので、こちらはこちらできちんとし

た集計をされているのかどうか、1つお伺いさせていただきたいと思います。

かなりの割合で自治体対応分も増えていたりするところがありますし、その中には、前からの話を聞いていますと、基本的にその部分は有価で引き取りされているという状況からしますと、海外へ出て行っている分とかいろいろなことが考えられていると思いますので、そういう意味では容器包装全体でどうなっているのか。

先ほど事業系の話も出ましたけれども、事業系のほうもほとんどまだきちんとした集計がなされていない。これは始まった流れからすると、そういう意味での容器包装全体に対する、先ほどのようなデータの整理からすると遅れぎみではないかという気がするのです。

そういう意味で、この辺のところをもう少し中身をきちっと詰める努力をしていただきたいと思います。

(篠木委員)

廃棄物の統計が遅れているということは、重々私自身も通常感じているほうなので認めざるを得ないのですけれども、永田委員ご指摘の通り、実はこの表を見ていただいても、ガラスびんの無色と茶色の引取り市町村数が1,400、1,500ぐらいで、他の色、混色は1,700ということで多くなっているということで、この差は何かと言え、無色とか茶色のものは有価で引き取ってもらえるために、指定法人だとタダでしか引き取ってもらえませんが、他の業者に売れば有料で売れますので、自治体としてはお金がほしいから売ってしまうということをやするわけですが、その分の量はどれだけあったかという統計は実は自治体でも取れていないのです。

これは環境省の統計の取り方でも入っていませんので、そういう意味では廃棄物についての統計の取り方はもっともっと、特に資源循環という視点で見た統計の取り方というのは工夫していかなければいけないのだろうと思っています。

これは実はわれわれにとっても大変大きな検討課題なのですけれども、市町村のほうで、それから集団回収等々でやっている分があったりするものですから、なかなか量が抑えにくいという部分がありまして、実は困っているところなんです。それではいけないと思っていますのですけれども、これからの廃棄物行政をうまくやっていくためにはどうしても必要な部分ですので、環境省ともども研究をしたいと思っています。ちょっとそういうことしか申し上げられないのですが。

(平岡委員長)

ありがとうございました。そんな状況で、いわゆる生産のほうの統計はよく整備されているけれども、廃棄物統計は、それでも世界的に見れば、わが国は非常に廃棄物統計はよ



くできているほうだと思えるのですけれども。残念ながら、情報の遅れが、生産などはすぐ出てきますけれども、廃棄物の統計は、これは環境省に言うことだろうけれども、いま言ったように一廃だけでも2年遅れで出てくるというような状況です。

(事務局)

環境省から調査結果としてデータをもっているものですから、環境省ともまたよく調整して、なるべくデータの完備に努めていきたいと思えます。

(平岡委員長)

廃棄物統計というのはなかなか、産業廃棄物は各都道府県のを積み上げるわけですから、いま何年に1回ぐらいやっているのですか。4年に1回ぐらいやっているのですかね。

(篠木委員)

いまは毎年やっているのですけれども、自治体では、市町村レベルでは全部年度が終われば毎年の仕事が終わりますので、データは出るのですけれども、それを県レベルで上げていったときに、あるいは市町村単位で縦横の数字が合わないのがたくさん出てきてしまうのです。それを調整するのにけっこう時間がかかってしまうということもあって、要するに製表して、表に仕上げて公表するまでの作業に時間がかかっているのが、年単位でかかってしまっている。

(平岡委員長)

産廃の場合は、いわゆる販売量、出荷量に対しての原単位がしょっちゅう変わりますから、非常に難しいと思えますね。それは合わないと思えます。合わないのが当然ではないかという気がします。

ですから、もっとよい方法で、私は個人的にはマニフェスト、あんなマニフェストの状況では困るけれども、マニフェストを活かせば、すぐ統計が出てくるようにマニフェストシステムをつくることができると思うのです。

ですから、いまのところは環境省の資料をいただいて、経済産業省と両方で作られたので、いま篠木委員がおっしゃったような、正確さがなかなか出てこないのも、よろしいですか。よろしいかと言っても、いまのところこれしかないのも、申しわけないですね。よろしいですか。

では、次に行かせていただきたいと思えます。続きまして、6番目の家電リサイクル法の施行状況と、7番目パソコン3Rワーキンググループの報告書の2つの議題につきまして、

情報通信機器課の川上環境リサイクル室長さんから、説明をお願いしたいと思います。

<家電リサイクル法の施行状況、パソコン 3R ワーキンググループの報告について情報通信機器課環境リサイクル室長より説明>

(細田委員)

ご報告に対してはおおむね賛成と言うか、ありがとうございましたという言葉ですが、1点だけ。例えばこれからいろいろな使用済製品が出てきた場合にメーカーが責任で回収しなさいと、基本的に私はそれでよいと思うのですね。二次電池もそうやって進んでいますし、これからは燃料電池などのコンパクトなものが出てきた場合に、当然メーカーというのはその回収、あるいは適正処理を踏まえて制度を作るべきだと思うのです。

いま移行期で特に注意したいのはパソコンなどもそうなのですが、いままで一廃で持ち出し禁止とか廃棄禁止にした場合、「一廃だからメーカーが集めなさい」と。「わかりました」と、メーカーのところに来る。その場合メーカーは「いままで一廃だから業の許可を取れ」とか「施設の許可を取れ」とか、そういうことを言われますと、責任だけは課すけれども、またそれに何重もの制約を課すようなことというのは、これほどおろかなことはないと思うのです。

本来、廃掃法を見直していくのは必要なのですけれども、なかなか進まないようなので、やはり個別に責任を負わされた企業が速やかにそれを果たせるような、廃掃法からの、個別でよいですから、改正リサイクル法にはそれをちゃんと書いてあるわけですが、特に広域の認定、これは速やかにやっていただく。これに時間がかかるようでは、家電の場合もけっこう時間がかかりましたね。そういうことをなくしていただいて、ぜひ環境省と協議していただいて、責任を負った企業は速やかにその責任を果たせるようなシステム作りをしていただきたいと思います。

(事務局)

ご指摘の通りでして、努力してまいります。

(永田委員)

家電リサイクル法のところで少し気になっているのが、例の CRT、ブラウン管の話です。国内製造がどんどん減少していくという現状の中で、テレビの場合にはリサイクル率に占める比率が非常に高いものですから、将来どのように変わっていくのかということ、早めにその状況を検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

もう 1 つはリユース関係の事業がどんどん拡大しているという話なのですが、言葉ではいろいろ書いてあるのですけれども、もう少し定量的な評価というのをやっていただけないでしょうか。なかなか難しいのかもしれませんが、どのくらいのお店がそういうことで数が増えたのか、あるいは事業者が取り組んでいるのかというようなところを、もう少しわかりやすく出していただけたらありがたいです。

これは家電 4 品目だけでなく、パソコンのほうもそういう動きがどんどん出てきます。先ほどちょっと話のあったことから言えば、回収促進策という形で、できるだけ地方自治体に回らないような方策の中でこのことを促進させましょうという話で、特に既販品については体制を作っていこうということになっているわけで、もうすでにその動きは、新聞で見ていると、そうとう程度出てきているような状況だと思うのです。そういうのも積極的に集めておいて、皆さんのほうにもお知らせする状況を作ってほしいと思います。

3 点目は、先ほどの不法投棄の話なのですが、いろいろ話を聞かされていますと、要するに広報活動が不十分だったという結論になるような気がするのです。相当やったつもりでいても、結局、実態として動き出すまでは皆さんこの問題だけに興味を持っていらっしゃる方がいるというわけではないので、ほとんどの方は何べんかやっているうちにこういうのが行われているのだなということを知ると、法律であっても、そういう状況だと思います。

そういう意味では、それ以外の、先ほどのような資源有効利用促進法でやろうとしているような制度というのは、もっと活発な広報活動を展開してもらわないと一般の人たちには浸透していかないのだろうと思っていますので、ぜひその辺のところもあわせてお願いしておきたいと思います。

(事務局)

まず、ブラウン管ですが、今日も見ていただいたようにテレビの再商品化に占めるブラウン管ガラスの割合というのは非常に高いです。こうやってたくさん回収しますと、使用済みのブラウン管から出てくるガラスカレットがたくさん出てきていますが、国内で消費できる状況かと言いますと、それは生産がどんどん海外移転をしていますので、国内での使用量というのは減少傾向にあるというようなことでして、その状況というのは私どもとしても注視していかなければいけない。わりと早い段階で何らかの措置を講じる必要が出てくるのではないかと考えています。

いま実は勉強させていただいていまして、秋にはまた改めてその結果をご報告させていただきたいと思っています。

中古市場については、実はわれわれも少し定量的な数字を取ろうと思ったのですが、何せ施行初年度で「まだビジネスを始めたばかりです」というような方々が非常に多

くて、数字を取れる状況には昨年度はありませんでしたが、今年度は、ご指摘のように少し数字を追いかける努力をしてみたいと思っています。

広報については、まさにおっしゃる通りでして、これは国もそうですし、自治体の方々にもご努力をいただかなければいけないし、メーカー、販売店の方にもご努力をいただくべきものと思っていますが、これについては家電もパソコンも努力していきたいというに思っています。

(平岡委員長)

時間が押してきましたので、次の議題に移らせていただきたいと思います。最後に自動車リサイクル法につきまして、小林自動車課課長補佐さんのほうからご説明をお願いしたいと思います。

<自動車リサイクル法について自動車課課長補佐より説明>

(牧野代理)

図を拝見しての印象なのですけれども、私どもが作りましたシステムに比べて、かなり重いシステムだと思います。そういう意味で言うと、2年半で開発されるというのは、志はよしとしますが、遅れないようにうまくおやり下さるようお願いいたします。それが第1点。

第2点。実はわれわれはセキュリティというのは、あまり人様にしゃべっていませんけれども、非常に心を砕いています。このシステムでセキュリティをどうやって担保していかれるかというのも、これもまた先ほどのスケジュール管理と同様に非常に重い課題だと思います。参考になることはあまり申し上げられませんが、その2点だけ、ぜひ。4年先輩でありますので、頑張ってくださいいただければと思っています。

(事務局)

おっしゃる通りだと思います。システムについてはできるだけ早くその機能分析をし、立ち上げていく。それに当たって、いろいろな個人情報等を含めてどう担保していくか、先輩のご意見というのを踏まえて勉強させていただこうと思っています。

(今城代理)

自動車工業会の渡邊委員の代理の今城です。渡邊委員も参画しまして、2年余の検討期間で、私どもも大変熱心に議論に参画させていただきまして、今回法律の成立を見たということで、非常に喜んでいるところです。

リサイクル法の中では、自動車メーカーの役割というのは非常に重く位置づけられていて、まずはいまお話しになりましたような非常に大きなシステムの構築、並びにその履行ということに最大の努力を傾注していこうと思っているところです。いま家電での話がありましたように、先に走っておられる業界の皆様のご意見等は本当によく拝聴しつつ、新しいシステムを構築していきたいと思っている次第です。

(平岡委員長)

ありがとうございました。皆様のご意見を体して頑張ってくださいますようお願いいたします。時間がだいぶ迫ってきましたので、本日の審議はこの辺で終わらせて頂きたいと思います。事務局から、今後の進め方について、ご説明をお願いしたいと思います。

(事務局)

本日ご報告をいろいろさせていただきました。こうしたことをさらにこれから検討、フォローアップを深めていく必要があると考えています。そこで容器包装とか、あるいは家電やパソコンなどの電気電子関係、あるいは自動車関係、そういった縦割りのものにつきましては、それぞれのワーキンググループでさらに深めていきたいと思っています。

また、本日ご説明申し上げました企画ワーキンググループの報告、あるいは循環ビジネスワーキンググループといった、いわば循環社会に関する横断的なテーマにつきまして、これらの報告を基にしまして、秋以降、この産構審の適切な場におきまして、循環システムにふさわしい制度設計やルール作り、あるいは環境産業の振興といった検討をさらに進めて行きたいと考えています。

詳細につきましては平岡委員長をはじめ、委員の方々にご相談の上、詰めていきたいと思っています。引き続き、ご指導、ご鞭撻よろしく申し上げます。

1点申し遅れましたが、先ほどの循環ビジネスワーキンググループの報告書につきまして、現在、パブリックコメントに付されていますので、こちらにいらっしゃる委員の方々、あるいは傍聴しておられる方、幅広く経済産業省のホームページにアクセスしていただくなり、あるいはリサイクル推進課のほうへアプローチしていただくなりして、パブリックコメントに意見をおっしゃっていただければと思います。

<日下局長より挨拶の後閉会>

以上